

武蔵村山市公営企業会計システム導入業務プロポーザル審査要領

武蔵村山市公営企業会計システム導入業務プロポーザル審査要領（「以下「審査要領」という。）は、武蔵村山市が実施する公営企業会計システム導入業務（以下「本業務」という。）に係る優先交渉契約事業者を選定するために行う業務提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係るプロポーザルの審査は、別に定める武蔵村山市公営企業会計システム導入業務プロポーザル審査委員会要領に基づき設置した武蔵村山市公営企業会計システム導入業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、プロポーザル参加者から提出された企画提案書等に基づき審査を行うものとする。

2 審査内容及び配点

委員会は、表 1 に記載の審査内容について、委員による審査を行う。

審査内容及び配点は、次の各号及び表 1 のとおりとする。

- (1) 技術点に 800 点、価格点に 200 点を配分し、総合評価点の満点を 1000 点とする。
- (2) 技術点のアは、提出された機能要件に基づき、点数を算出する。
- (3) 技術点のイ及びウは、委員会の委員が採点し、その平均点を算出する。
- (4) 価格点のエは、見積書に記載された金額により算出することとし、算出に当たっては、評価基準額を設け、その金額を基に行う。
なお、構築費用の見積金額が提案上限金額を超過している場合、失格とする。
- (5) (2)から(4)までの合計得点を総合評価点とし、最上位の者を優先交渉契約事業者として選定する。
- (6) 総合評価点の最も高い者が複数ある場合は、技術点が高い者を優先交渉契約事業者とする。ただし、技術点も同値の場合は、当該者にくじを引かせて優先交渉契約事業者を決定する。
- (7) 総合評価点が 600 点に満たない者は、優先交渉契約事業者として選定しない。

（表 1 審査内容及び配点）

項目	審査内容	配点
技術点	ア 公営企業会計システム機能要件回答に基づく審査	300 点
	イ 提案書による審査	400 点
	ウ プレゼンテーション及びデモンストレーション	100 点
価格点	エ 提案見積額による審査	200 点
	合 計	1,000 点